

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年12月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

吉祥院 水処理施設運転管理委託

(2) 委託の内容等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(4) 委託場所

京都市南区吉祥院東浦町1番地

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

(5) 低入札価格調査

本件入札は低入札価格調査の対象とする。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者（以下「登録業者」という。）で、平成28年度有資格者名簿に登載される見込みがあること。又は登録業者以外の者で申請日までに平成27年11月6日付け京都市上下水道局告示第48号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に

基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 下水道処理施設維持管理登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の規定により定められた下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(4) 平成12年度以降に国内において、次のア～ウの運転管理業務を元請としてすべて履行した実績を有すること。実績については、ア、イ、ウそれぞれ異なる業務の実績であっても構わないこととするが、いずれも契約期間が2年以上（契約期間が2年に満たない同一の業務を、複数回、継続して履行し、通算の契約期間が2年以上となった場合も可とする。）で、単独で履行した者に限る。

ア 1日当たりの処理能力が74,000 m^3 以上の合流式下水道（一部が合流式であるものも可とする。）の終末処理場

イ 1日当たりの処理能力が34,000 m^3 以上であって、窒素又はリン除去を目的とした高度処理を含む下水道終末処理場

ウ オゾン消毒施設（用水用のオゾン消毒施設でも可とする。）

(5) 以下の本件業務の履行に必要な資格基準を満たす基準人員数以上の人員を専任で配置することができること。

なお、配置予定の業務総括責任者、副総括責任者、主任及び資格者については、常勤の自社社員であり、かつ、入札日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する人員の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

ア 業務総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に定める資格を有し、かつ、下水道終末処理場における運転操作監視業務の実務経験を7年以上有し、現有処理能力34,000 m^3 /日以上下水道終末処理場における業務総括責任者または副総括責任者としての運転操作監視業務の実務経験を3年以上有すること。

イ 副総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に定める資格を有し、かつ、下水道終末処理場における運転操作監視業務の実務経験を5年以上有し、現有処理能力34,000 m^3 /日以上下水道終末処理場における副総括責任者としての運転操作監視業務の実務経験を1年以上または主任としての運転操作監視業務の実務経験を2年以上有すること。ただし、副総括責任者と主任を兼務することは可能とする。

ウ 主任は下水処理施設の運転操作監視業務の実務経験を5年以上有し、下水道終末処理場における交代勤務班の班長としての運転操作監視業務の実務経験を1年以上有すること。各班には1名以上の主任を配置し、配置人員全体で4名以上の主任を

配置すること。

- エ 危険物取扱者免状取得者（乙種第4類）
- オ 電気主任技術者3種
- カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- キ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者，
- ク 玉掛け技能講習，
- ケ ボイラー取扱技能講習修了者

なお、エからケの配置予定者はアからケの配置人員と重複することを可能とする。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については、次のとおり交

付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成27年12月24日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書については、(1)のホームページにも掲載する。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 履行実績調書(用紙交付)

ウ 添付書類

2(3)から(5)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成27年12月24日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成27年12月24日（木）午後5時までに3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成28年1月8日（金）に確認結果を通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成28年1月14日（木）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成28年1月22日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ アからイまでに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(6) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退の理由を記した入札辞退書を提出し、入札を辞退することができる。

5 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書等に対して質問しようとする者は管理者に対し、質問事項、住所、商号

及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を平成28年1月14日（木）までに、3(1)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、5(1)による質問を受けたときは、平成28年1月22日（金）に、参加資格を有すると認められた者全員に対し、書面により質問及び回答を交付するので、3(1)の場所で受け取ること。

なお、(1)の質問期限後は、入札説明書等に対する質問は受け付けない。

6 予定価格及び低入札調査基準価格

入札の前に予定価格及び低入札調査基準価格の公表は行わない。

7 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成28年1月29日（金）午前10時

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成28年1月28日（木）午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

8 入札方法

(1) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(4) 入札書に記入する金額は、本件業務委託に要する費用の総価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。当該入札者が複数の場合は、抽選によって落札候補者を決定する。落札候補者が10に定める低入札価格調査の要件に該当しない場合又は、低入札価格調査の結果契約の内容に適合した履行が確保できると認める場合は、当該落札候補者を落札者とする。

10 低入札価格調査

- (1) 本件入札は低入札価格調査の対象とする。
- (2) 落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、低入札価格調査を実施するので、平成28年2月2日（火）午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。
- (3) 低入札価格調査の対象である落札候補者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、期日までに調査辞退届を提出した場合は、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。
- (4) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。この場合、本件入札において、次順位の入札者を、新たに落札候補者とする。新たな落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合には、同様に、低入札価格調査を実施する。この場合における、低入札価格調査資料の提出期限は、用度課が連絡した日から起算して2開庁日目の午後5時までとする。

11 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

12 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

13 登録業者の資格が認められなかった場合の契約不締結等

落札者が、平成28年度の京都市一般競争入札有資格者名簿に登載されなかった(登録の申請が認められなかった)場合は、契約の締結を行わない。この場合において、本件調達のために行った準備行為に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を当局に請求することはできない。

14 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required:

The operation management business entrusting of the processing
Facilities in Kisshoin branch of Toba purification

- (2) Time-limit for the submission of application:

5:00 p.m. 24 December , 2015

- (3) Time of tenders:

10:00 a.m. 29 January , 2016

- (4) Contact point for notice :

Supplies Section , General Affairs Division, Waterworks Bureau, City
of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minamiku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)